

香川県広域水道企業団組織規程をここに公布する。

平成30年 3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団管理規程第1号

香川県広域水道企業団組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の組織及びその所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(課等の設置)

第2条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号。以下「条例」という。）第4条

第1項に規定する事務局の本部に総務企画課、財務課、財産契約課、計画課、浄水課、工務課及び水質管理課を置く。

2 次の表の左欄に掲げる事務所に、同表の右欄に掲げる課等を置く。

事務所	課等
高松事務所	総務課、お客さまセンター、水道整備課、給水課、浄水課
丸亀事務所	水道経営課、上水道課
坂出事務所	監理課、工務課
観音寺事務所	監理課、工務課
府中事務所	総務用地課、管理課、建設課、西部浄水場、中部浄水場、綾川浄水場、東部浄水場

(本部の所掌事務)

第3条 総務企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 企業団の事業運営及び企業団内の調整に関すること。
- (2) 文書及び公印に関すること（事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 法規及び訴訟に関すること。
- (4) 議会、監査、運営協議会の事務に関すること。
- (5) 職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関すること。
- (6) 職員の安全衛生管理及び公務災害に関すること。

- (7) 各種団体に関すること（事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 情報システム及びネットワークの管理運用に関すること（本部中他課の所掌に属するもの及び事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 統計、広聴・広報及び情報公開に関すること。
- (10) 営業活動及び水道料金の総括に関すること。
- (11) 本部中他課の所掌に属しない事務に関すること。

2 財務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 経営状況の分析に関すること。
- (3) 一時借入金及び企業債に関すること。
- (4) 財務会計システムの管理運用に関すること。
- (5) 会計制度に関すること。
- (6) 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること（事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 会計事務の検査及び指導に関すること。
- (8) 財政計画に関すること。
- (9) 財政審査に関すること。
- (10) 出納取扱金融機関に関すること。
- (11) 減価償却に関すること。

3 財産契約課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資産の取得、管理及び処分に関すること（事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 電子入札システム及び建設工事管理システムの管理運用に関すること。
- (3) 物品、工事及び委託等に係る入札及び契約制度に関すること。
- (4) 物品、工事及び委託等に係る契約に関すること（事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (5) その他契約事務に関すること。

4 計画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備及び更新計画の総括に関すること。
 - (2) 水源対策、危機管理、防災対策及び渇水調整に係る総括に関すること。
 - (3) 補助金の申請に関すること。
 - (4) 給水装置工事の総括に関すること。
 - (5) 鉛管対策の推進に関すること。
 - (6) 積算に関すること（設計積算システムの管理運用に関することを含む。）。
 - (7) 指定給水工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関すること。
 - (8) 工事及び委託等に係る入札及び契約制度に関すること（財産契約課の所掌に属するものを除く。）。
 - (9) 事業認可申請に関すること。
 - (10) 香川用水に関すること。
 - (11) 工業用水道事業に関すること。
 - (12) マッピングシステムの運用管理に関すること。
 - (13) 水道技術の指導及び調整に関すること。
 - (14) 工事の検査に関すること。
- 5 浄水課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 浄水場の建設改良、統括管理、連絡調整及び水源調整に関すること。
 - (2) 広域水道施設の施設に関する設計、施工、精算及び事業の補償に関すること。
- 6 工務課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 管路等の建設改良及び維持管理に係る連絡調整及び統括管理に関すること。
 - (2) 広域水道施設の管路に関する設計、施工、精算及び事業の補償に関すること。
- 7 水質管理課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 水質検査に関すること（事務所の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 水質の調査研究及び水質管理に関すること。
 - (3) 水質検査計画に関すること。

(4) 水道水質検査優良試験所規範の運用に関する事。

(5) 浄水処理施設の技術改善及び指導に関する事。

(事務所の所掌事務)

第4条 事務所（府中事務所を除く。）の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 事務所内の職員の服務、労務管理及び労働組合に関する事。

(2) 事務所内の現金及び有価証券の管理に関する事。

(3) 資産の取得、管理及び処分並びに庁舎管理に関する事。

(4) 文書及び公印に関する事。

(5) 各種団体に関する事（本部の所掌に属するものを除く。）。

(6) 物品、工事及び委託等に係る契約に関する事（本部の所掌に属するものを除く。）。

(7) 工事及び維持管理修繕の請負契約及び更新事業工事に係る補償に関する事。

(8) 水道使用の諸届、給水の申込みに関する事。

(9) お客さま相談サービスに関する事。

(10) 水道料金に関する事。

(11) 検針業務及び料金整理業務に関する事。

(12) 水道メーターの設置及び維持管理に関する事。

(13) 指定給水装置工事事業者に対する指導等に関する事。

(14) 給水台帳の管理に関する事。

(15) 給水装置工事の受付、審査及び検査に関する事。

(16) 鉛管取替工事に関する事（鉛管取替工事助成金交付事務に関する事を含む。）。

(17) 配水管工事等の計画、設計、監督、施工及び精算に関する事。

(18) 配水管等の維持管理、修繕及び漏水調査に関する事。

(19) 漏水防止工事の計画策定に関する事。

(20) 工事の設計審査、中間検査及び竣工検査に関する事。

- (21) 貯蔵品及び工事資材等の調達、検査及び保管に関すること。
- (22) 管路図面の管理に関すること。
- (23) 浄水場、配水池、ポンプ場その他の施設の維持管理等に関すること。
- (24) 施設整備及び改良工事等の設計、監督、施工及び精算に関すること。
- (25) 水源対策、危機管理及び防災対策に関すること。
- (26) 水利権の管理に関すること。

2 第2条第2項に規定する事務所（府中事務所を除く。）の課等の所掌事務は、次のとおりとする。

事務所	課等	所掌事務
高松事務所	総務課	(1) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第19号に掲げる事務 (2) 高松事務所内の他課等の所掌に属さない事務に関すること。
	お客さまセンター	(1) 第4条第1項第7号から第11号までに掲げる事務
	水道整備課	(1) 第4条第1項第16号から第18号まで並びに第20号及び第21号に掲げる事務
	給水課	(1) 第4条第1項第12号から第15号までに掲げる事務
	浄水課	(1) 第4条第1項第22号から第26号までに掲げる事務
丸亀事務所	水道経営課	(1) 第4条第1項第1号から第11号まで並びに第24号及び第26号に掲げる事務 (2) 丸亀事務所内の他課の所掌に属さない事務に関すること。
	上水道課	(1) 第4条第1項第12号から第23号までに掲げる事務
坂出事務所	監理課	(1) 第4条第1項第1号から第11号までに掲げる事務 (2) 坂出事務所内の他課の所掌に属さない事務に関すること。
	工務課	(1) 第4条第1項第12号から第26号までに掲げる事務
観音寺事務所	監理課	(1) 第4条第1項第1号から第11号までに掲げる事務 (2) 観音寺事務所内の他課の所掌に属さない事務に関すること。
	工務課	(1) 第4条第1項第12号から第26号までに掲げる事務

第5条 府中事務所の所掌事務は、水道用水及び工業用水に関する第4条第1項第1号から第15号まで、第17号、第18号及び第20号から第25号までに掲げる事務とする。

2 府中事務所の課等の所掌事務は、次のとおりとする。

総務用地課	(1) 第4条第1項第1号から第7号までに掲げる事務 (2) 府中事務所内の他課等の所掌に属さない事務に関すること。
管理課	(1) 第4条第1項第8号から第15号まで、第18号及び第20号から第25号までに掲げる事務

建設課	(1) 第4条第1項第17号から第20号までに掲げる事務
西部浄水場	(1) 第4条第1項第9号、第23号及び第24号に掲げる事務（工業用水に関する事務を除く。）
中部浄水場	(1) 第4条第1項第9号、第11号、第23号及び第24号に掲げる事務
綾川浄水場	(1) 第4条第1項第9号、第11号、第15号、第23号及び第24号に掲げる事務
東部浄水場	(1) 第4条第1項第9号、第23号及び第24号に掲げる事務（工業用水に関する事務を除く。）

(浄水場)

第6条 次の表の左欄に掲げる事務所に、同表の右欄に掲げる浄水場を置く。

事務所	浄水場
高松事務所	御殿浄水場、浅野浄水場、川添浄水場
丸亀事務所	丸亀市浄水場
坂出事務所	鴨川浄水場

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。